     年     月     日

**他の研究機関からの既存試料・情報の提供に関する届出書**

帝京大学医学部長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　告　者 | 氏名: | 印 |
|  | 所属: |  |
|  | 職名: |  |

他の研究機関で保有する既存試料・情報を、当機関にて受入ましたので、以下のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付資料 | □　提供元の機関における研究計画書  □　提供元の機関における倫理審査委員会承認の証書  □　その他（　     　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１. 研究に関する事項** | | |
| **研究課題名** | |  |
| **承認番号** | | **帝倫** |
| **研究代表者** | | **氏名：**  **所属研究機関：** |
| **研究計画書に記載の**  **ある予定研究期間** | | 年     月     日　～　     年     月     日 |
| **受入れた試料・情報の項目** | | どのような試料・情報を受入れたかが分かるように必要な範囲で記載  （例：検査データ、診療記録、血液、毛髪 等） |
| □試料　□要配慮個人情報　□個人関連情報　□その他　　を含む  　該当するものにチェック |
| **受入れた試料・情報の取得の経緯** | | 当該試料・情報が適正な手続きにより取得されたものであることを必要な範囲で記載  （例：診療の過程で取得された、○○研究を実施する過程で取得された　等） |
| **受入方法** | |  |
| **提供元の機関**  ○共同研究機関の  　名称・各研究機関の  　研究責任者を含む | | **研究機関の名称：**  **責任者の職名：**  **責任者の氏名：** |
| **２. 確認事項** | | |
| **研究対象者の同意の取得状況等**  　✧研究対象者等ごと  　　に、提供に関する  　　インフォームド・  　　コンセント又は適  　　切な同意を受けて  　　いる旨がわかるよ  　　うに記載 | □ インフォームド・コンセントを受けている✧  　（□文書　　□口頭　　□電磁的記録）  □ 適切な同意を受けている✧  □ 簡略化されたインフォームド・コンセント手続きによる場合※1  □ オプトアウトによる場合※2  　（通知等の方法（例：通知、書面掲示(掲示場所)、ウェブページへの掲載(URL)等）：　　　　　　　　　　　　　）  □ 上記手続きが不要な場合  　□ 特定の個人を識別することができない試料（提供先において個人情報が取得されることがないものに限る。）を提供する場合  　□ 匿名加工情報を提供する場合  　□ 個人関連情報（提供先が個人関連情報を個人情報として取得することが想定されない場合に限る。）を提供する場合  　□ 委託・共同利用に伴い提供する場合 | |
| **当機関における通知又は公開の実施の有無等** | □ 実施しない  □ 通知又は公開を実施  □ 通知又は公開＋拒否機会の保障（オプトアウト）を実施  □ その他適切な措置を実施 | |
| **対応表等の削除した情報の有無** | □ あり（管理者：      　）（管理部署：　　　　）  □ なし　（誰の試料・情報を受入れたかが分かるように記載）  　　　　（例：氏名、研究用ID） | |
| **試料・情報の受入に関する記録の作成・保管方法** | □ この申請書を記録として保管する  (管理者：帝京大学医学部長)(管理部署：帝京大学医学系研究倫理委員会事務局)  □ 別途書式を提供元の機関に送付し、提供元の機関で記録を保管する  □ その他（　     　　） | |

※1 ① インフォームド・コンセント又は適切な同意を取得することが困難であること

② 研究の実施に侵襲を伴わない

③ 手続の簡略化が、研究対象者の不利益とならない

④ 手続を簡略化しなければ研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねる

⑤ 社会的に重要性の高い研究と認められるものである

⑥ 個人情報保護法第27条第1項各号に規定する例外要件に該当する

⑦ 以下のいずれかのうち適切な措置を講ずる

・研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の収集及び利用の目的及び内容、方法等について広

報する

・研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明を行う

・長期間にわたって継続的に試料・情報が収集され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情

を当該試料・情報の収集又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努める

※2 ① インフォームド・コンセント又は適切な同意を取得することが困難であること

② 個人情報保護法第27条第1項各号に規定する例外要件に該当する